

2024 年度文部科学省大学推薦による国費外国人留学生 (研究留学生[特別枠]) への被推薦者 (研究生) 奨学金条件等

本募集における国費外国人留学生の奨学金条件等は以下の通りです。

記

1. 奨学金支給期間

奨学金支給期間は、渡日後、正規の課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）とする。

博士課程前期から博士課程後期に進学希望の者で、一定の基準を満たす、特に成績優秀な者について、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがあるが、全員が必ず認められるものではなく、以下の点に留意すること。

- ① 奨学金支給期間の延長が認められるに当たっては、延長申請に採用され、かつ理工学府博士課程後期の試験に合格し、進学することが条件となる。
- ② 進学に伴う奨学金支給期間の延長申請の承認を受けずに博士課程後期に進学する者は、奨学金の支給を取り止める。（ただし、私費外国人留学生として進学又は在籍することは可能。）
- ③ 博士課程前期から博士課程後期に進学する場合、他の大学院への進学は認めない。
(ただし、私費外国人留学生として他大学へ進学することは可能。)

2. 奨学金等

(1) 奨学金

在籍課程に応じ以下の額（月額 3,000 円の地域手当を含む。）を支給する。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。ただし、本学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

博士課程前期 月額 147,000 円（約 980 米ドル : 1 ドル 150 円換算）

博士課程後期 月額 148,000 円（約 990 米ドル : 1 ドル 150 円換算）

(2) 旅費

① 渡日旅費

文部科学省又は本学は、原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港、又は本学が通常の経路で日本国内で使用する国際空港（羽田空港）までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者について、国籍国から立ち寄り国までの旅費、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、立ち寄り国から成田国際空港又は受入大学が通常の経路で日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を文部科学省又は本学が交付する（「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された転居先を「居住地」として認める）。なお、査証申請のための第三国立ち寄りを除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費

文部科学省又は本学は、原則として奨学生支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

なお、自己都合及び「4 奨学生支給停止事項」の事由により奨学生支給期間終了前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学生支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職、引き続き本学に在籍する場合等）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

（3）教育費

本学における入学検定料、入学金及び授業料等は本学が負担する。

3. 奨学生支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学生の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学生の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学生の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 本学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 本学において学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内の修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学生（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、定められた奨学生支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨ 本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

4. 学生寮

入学後は本学が用意する宿舎（常盤台インターナショナルレジデンス又は大岡インターナショナルレジデンス）への入居が認められます。家族との同居を希望する場合、留学生はまず単身で来日し、留学生本人が適当な宿舎を確保した後に家族を呼び寄せるようにしてください。

<https://int-residence.jp/english/>